

# 箕面市立西小学校 P T A 規約

## 第 1 章 名 称

- 第 1 条 この会は、箕面市立西小学校 P T A と呼びます。
- 事務所は、箕面市立西小学校に置きます。

## 第 2 章 目 的

- 第 2 条 この会は、保護者と先生とが協力して家庭と学校の社会における、児童の幸福な成長を図ることを目的とします。
- 第 3 条 この会は、前条の目的を遂げるため次の活動を行います。
1. 教育水準を高めるため、会員の理解と教養の向上及び会員相互の親睦に関する事。
  2. 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童を保護善導すること。
  3. 家庭と学校と社会における教育的環境をよくすること。
  4. 学校行事等への協力に関する事。
  5. 会誌と会報の発行及びその他に関する事。
  6. その他、この会の目的達成のため必要と認められる事。

### 第 3 章 会 員

第 4 条 この会の会員となることのできるものは、次のとおりです。

1. この学校に在籍する児童の父母、または、これに代わる者(以下「保護者」という。)
2. この学校の教職員。

第 5 条 この会の会員はすべて、会費を納める義務を有します。

### 第 4 章 会 計

第 6 条 この会の経費は、会費及び事業収入をもってこれに当てます。

第 7 条 この会の会計は、総会において議決された予算に基づいて行われます。

第 8 条 この会の会費は、月額 3 5 0 円とします。

第 9 条 この会の経理は会計監査を経て会員に報告されなければなりません。

第 10 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌 3 月 3 1 日に終わります。

## 第 5 章 役 員

第 11 条 この会の役員は、次のとおりです。

会長 1 名 副会長 5～6 名(男性副会長 2 名 女性副会長 3～4 名)

書記 2 名 会計 1 名 会計監査 2 名

第 12 条 役員の任期は、1 年とします。但し、再任は妨げません。

## 第 6 章 役員及び各委員会正・副委員長選出

第 13 条 役員及び各委員会正・副委員長の選出は、指名委員が候補者を選び、総会の承認を得て決定します。

指名委員会は、次の要領で選出された指名委員によって構成されます。

1. 各委員会から計 8 名を選出します。
2. 教職員の中から 2 名を選出します。

## 第 7 章 職 務

第 14 条 役員は、次の職務を行います。

1. 会長は、この会を代表し、会務いっさいを総括します。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に不都合が生じた場合は会長の職務を代行します。

3. 書記は、総会及び運営委員会の議事その他、会の活動状況を記録し、これを保管するとともに、この会に関する一般事務処理に当たります。
4. 会計は、この会の収支を記録し、現金、預金通帳及び関係書類並びに印章等を管理するとともに、総会に決算報告をします。
5. 会計監査は、この会の会計を監査し、総会に監査報告をするとともに、必要のあるときは運営委員会に出席して、関係事項について意見を述べることができます。
6. P T A規約・組織図の発行については、役員の職務とし、新会員に配布。改正があった場合は、全会員に配布する。

## 第 8 章 総 会

第 15 条 総会は、この会の最高議決機関で、定期総会と臨時総会とがあり、会長がこれを召集します。

定期総会は、通常 4 月あるいは 5 月に開き、決算及び次期役員・各委員会正副委員長の承認、予算及び事業計画、その他必要事項について審議します。

臨時総会は、必要に応じて会長が召集するほか、全会員の五分之一以上の署名による請求あるときは、会長は、これを召集しなければなりません。

総会は、全会員の五分之一以上（委任状を含む）の出席で成立し、その議決は、出席会員の過半数によります。可否同数のときは、議長の決定するところによります。

## 第 9 章 運営委員会

第 16 条 運営委員会は、役員(会計監査を除く)、学年委員長、文化正副委員長、広報正副委員長、地区正副委員長、企画正副委員長並びに教職員によって構成され、この会の日常活動に関して議決執行するとともに、次の職務を行います。

1. 役員会及び各委員会で立案された事業に関すること。
2. 総会の議案及び報告に関すること。

第 17 条 会長は、必要に応じて運営委員会を招集します。

運営委員会の議事は、運営委員の半数以上の出席を得て行い、出席委員の過半数の賛成で議決します。可否同数のときは、会長の決するところによります。

## 第 10 章 委員会

第 18 条 この会は、次の委員会を設けます。

1. 学級委員会 学級、学年の環境を整備し、保護者と先生との連絡接触に努めるとともに、福利厚生、保健の活動をします。
2. 文化委員会 会員の教養に関する活動をします。
3. 広報委員会 会誌、会報の編集及び発行に関する活動をします。
4. 校外委員会 各地区における会員相互の親睦と意思の疎通を図り、地区集会の召集及び司会をします。

児童の情操教育の高揚及び校外生活の指導に努めます。

5. 企画委員会 会員対象の講演会及び新企画に関する活動を行います。
6. 会長は特に必要があると認められた時は、運営委員会の承認を得て特別委員会を設ける事ができます。

## 第 11 章 委員の選出

第 19 条 委員の選出は、原則として次の方法で行います。

1. 学級委員 各学級毎に、その学級の全会員の中から選挙または、これに準ずる方法で、2名を選出します。
2. 文化委員 各学級毎に、その学級の全会員の中から選挙または、これに準ずる方法で、1名を選出します。
3. 広報委員 各学級毎に、その学級の全会員の中から選挙または、これに準ずる方法で、1名を選出します。
4. 校外委員 各地区毎に、その地区の全会員の中から選挙または、これに準ずる方法で、校外地区委員2名を選出します。
5. 企画委員 運営委員経験者から数名を選出します。

## 第 12 章 係

第 20 条 この会は係の活動を設けます。

係は、各地区または各学級を通じて各自が申込みをした中から役員が振り分けを行い選出します。

役員、委員以外の全会員は係の申し込みをする事とします。

### 第 13 章 規約の改正

第 21 条 この規約は、総会で出席会員の三分の二以上の賛成がなければ、改正することはできません。

#### 附 則

第 1 条 この規約は、平成 18 年 5 月 9 日に改正し、平成 18 年 4 月 1 日に溯って施行する。

第 2 条 この会の名をもってなされる営利的、宗教的及び政治的活動は、一切禁止します。

第 3 条 平成 20 年 2 月 14 日改正。

## 箕面市立西小学校 P T A 規約内規

- 第 1 条 役員 1. 役員は兼任できません。ただし、任期の途中に欠員が生じた場合は、運営委員会の承認を得て他の役員が兼務します。(規約第 12 条)
- 第 2 条 指名委員 1. 「各委員会から計 8 名」とは、運営委員会(会長を除く)から 2 名、学級委員会から 2 名、校外委員会から 2 名、文化・広報委員会から各 1 名とします。
2. 指名委員会は会長が召集し、各委員の互選により正副委員長を決めます  
(規約第 13 条)
- 第 3 条 運営委員会 1. 教職員とは校長、教頭、書記補または、会計補のことをいいます。  
(規約第 16 条)
2. 会長は、必要に応じて運営委員会に構成員以外の人の出席を認め、意見を聞くことができます。ただし、議決には参加できません。  
(規約第 17 条)
3. この会の活動は、原則として総会で承認を受けた年度計画に従って行います。活動計画以外の新規活動は、運営委員会にて活動と目的と会員の時間的・労働的・精神的負担を検討したうえで承認を必要とします。
- 第 4 条 委員会 1. 役員は、各委員会を担当し、必要に応じて委員会に出席します。



2. 文化委員会は、各サークルを統括し、各サークルに専任委員1名を選出させます。  
(規約第18条)

第5条 委員 1. 委員の人数については規定の限りではありません。(規約第19条)

第6条 改正 この内規の改正は、運営委員会で議決します。  
(規約第20条)

第7条 附則 この内規は、平成14年4月1日より実施します。

1. 平成20年3月5日改正

## P T A 弔 費 、 見 舞 金 内 規

第 1 条 総 則 この内規は、会員相互の信頼を深め、P T A 本来の目的達成のために設けます。

第 2 条 対 象 この内規を適用する対象者は、次の通りとします。

1. 本校に在学する児童及びその保護者
2. 本校教職員及びその配偶者並びに教職員の一親等の親族
3. その他役員会で必要と認められた者

第 3 条 運 用 この内規の運用は、次の通りとします。

1. 第 2 条の(1)、(2)、(3)項の弔事に対して、香料(1 件 10,000 円)或いは襷またはそれに相当する物を贈ります。
2. 本校児童及び教職員が 1 ヶ月を超える病気及び事故災害に対して、見舞金(1 件 3,000 円)を贈ります。
3. この内規による弔事及び見舞金に対して、「返し」は行わないこととします。

第 4 条 改 正 この内規の改正は、運営委員会で議決します。

第 5 条 附 則 1. この内規は平成 18 年 4 月 1 日より実施します。

2. 平成 20 年 3 月 5 日改正

## P T A サ ー ク ル 内 規

第 1 条 総 則 趣味の向上並びに健康の増進を図り、もってP T A  
本来の目的達成に資するためサークルを発足させ、こ  
れに参加することができます。

ただし本校P T A 会員及び役員会が認めた者を対  
象とします。

第 2 条 所 属 サークルは、文化委員会に所属します。

第 3 条 発 足 1. サークルを発足させようとする場合、発起人  
は、8名以上の参加を募り、その氏名を明記し  
て原則として毎年5月10日までに文化委員会  
に申し出なければなりません。

2. 前項の申し出を受けた場合、文化委員会は、  
その旨を運営委員会に報告し、承認を得なけれ  
ばなりません。

第 4 条 運 営 1. サークルは、その運営に必要な経費の一部を、  
文化委員会からサークル活動奨励金として受け  
ることができます。

2. サークル会員は、当該年度の終日まで活動を  
続けることに努力し、月1回以上その活動を行  
うことを原則とします。

3. サークル会員は、退会者がある場合にはその補  
充を行い、常に会員数の維持並びに増加に努め  
なければなりません。

4. サークルは、いずれも毎年3月末日に解散する  
ものとし、その時点で活動奨励金に関する決算

報告書及び年間活動報告書を文化委員会に提出  
しなければなりません。

第 5 条 改 正 この内規の改正は、運営委員会で議決します。

第 6 条 附 則 この内規は、平成5年4月1日より実施します

# 箕面市立西小学校PTAホームページ・ブログ運営規則

## 第 1 章 名 称

第 1 条 本ホームページ(以下HP)は箕面市立西小学校PTAホームページと称す。

## 第 2 章 目 的

第 2 条 本HPは、西小学校区内の保護者及び住民のためにPTA活動の広報並びに

第 3 条 情報提供を行い学校教育の支援・地域文化の振興・社会教育の増進に寄与する事を目的とする。

また、ブログにおいては、保護者間の情報・意見交換の場とし、保護者同士のつながり・参加意識の向上に寄与する事を目的とする。

## 第 3 章 管 理 責 任

第 4 条 1. 本HP・ブログは箕面市立西小学校PTA(以下PTA)が設置し運営する。

2. 本HP・ブログの管理責任はPTA運営委員会とする。

## 第 4 章 運 営

- 第 5 条 本HP・ブログの運営にあたり各担当者をおく。
- 第 6 条 本HP・ブログはPTA運営委員会の承認を得て運営するものとする。
- 第 7 条 HPは『公開ページ』と『会員ページ』(ブログ)で構成され、『会員ページ』は会員及び関係者のみが参照でき『会員ページ』にアクセスを希望する場合はパスワードを必要とする。
- 第 8 条 営利及び宗教的な書き込み、その他無責任な落書などを防ぐため、本HP『公開ページ』上には掲示板(自由参加の書き込み欄)を設けない。なお、ホームページアドレスは公開する。

## 第 5 章 免責・リンクについて

- 第 9 条 西小学校PTAは、本HP・ブログに記載された情報の完全性・正確性に対して一切の保障を与えるものではありません。本HP・ブログに含まれる情報もしくは内容を利用する事で直接・間接的に生じた損失に関し一切の責任を負わないものとします。
- 第 10 条 パスワードの管理は会員及び児童の安全にかかわるので各個人が責任を持って管理する事とする。
- 第 11 条 本HPはリンクフリーではありません。本HPのリンクを発見した場合は、直ちにリンクの解除を要請します。

## 第 6 章 改正・附則について

第 12 条 この運営規則の改正は、運営委員会で議決します。

第 13 条 この規則は、平成20年4月1日より実施します。